

## ● 下請取引の適正化について ●

一公正取引委員会委員長及び経済産業大臣の連名で親事業者などに要請一

公正取引委員会は、現下の下請け事業者をめぐる厳しい情勢に鑑み、下請代金の支払い遅延、下請代金の減額、買ったたき、割引困難な手形（長期手形）の交付等の行為が行われることがないように、平成16年11月29日付をもって、親事業者（約22,700社）並びに関係事業者団体（約600団体）に対し、下請代金支払遅延等防止法の遵守の徹底について、公正取引委員会委員長及び経済産業大臣の連名で下記の文書をもって要請した。

### 親事業者の遵守すべき事項

下請取引を行うに当たって、親事業者は、下請代金支払遅延等防止法（以下「法」という。）に従い、下記事項を遵守しなければならない。

#### 記

- 1 書面（注文書）の交付及び書類の作成・保存義務  
親事業者は、下請事業者に物品の製造や修理、情報成果物の作成又は役務提供を委託する場合、直ちに注文の内容、下請代金の額、支払期日、支払方法を明記した書面（注文書）を下請事業者に交付するとともに、注文の内容、物品等の受領日、下請代金の額、支払日等を記載した書類を作成し、これを2年間保存しなければならない。（法第3条、第5条）
- 2 下請代金の支払期日を定める義務及び遅延利息の支払義務  
下請代金の支払期日は、親事業者が下請事業者から物品等を受領した日から60日以内において、かつ、できる限り短い期間内に定めなければならない。（法第2条の2）また、親事業者は、支払期日までに下請代金を支払わなかったときは、下請事業者からの物品等を受領した日から起算して60日を経過した日から支払をするまでの期間について、その日数に応じ、未払金額に年利14.6パーセントを乗じた額を遅延利息として支払わなければならない。（法第4条の2）
- 3 受領拒否の禁止  
納品された物品が注文どおりでなかった場合等を除いて、注文した物品の受領を拒んではならない。（法第4条第1項第1号）
- 4 下請代金の支払遅延の禁止  
親事業者は、支払期日の経過後なお下請代金を支払わないこと、すなわち下請代金の支払を遅延させてはならない。（法第4条第1項第2号）
- 5 下請代金の減額の禁止  
下請事業者に責任がないのに、下請代金を減額してはならない。（法第4条第1項第3号）  
下請代金を引き下げの場合は、新しい単価が決まった日以降の注文から適用しなければならない。
- 6 返品 of 禁止  
取引先からのキャンセルや販売の見込み違い等、下請事業者に責任がないのに、下請事業者から物品等を受領した後、下請事業者にその物品等を引き取らせてはならない。（法第4条第1項第4号）
- 7 買ったたきの禁止  
同種、類似の委託取引の場合に通常支払われる対価に比べて著しく低い下請代金の額を不当に定めてはならない。（法第4条第1項第5号）
- 8 物の購入強制・役務の利用強制の禁止  
正当な理由なくして、自社製品、手持余剰材料その他自己の指定する物を下請事業者に強制して購入させたり、役務を強制して利用させてはならない。（法第4条第1項第6号）
- 9 報復措置の禁止  
下請事業者が親事業者の違反行為について公正取引委員会又は中小企業庁に知らせたことを理由として、取引の数量を減じたり、取引を停止する等の不利益な取扱いをしてはならない。（法第4条第1項第7号）
- 10 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止  
親事業者が原材料等を有償で支給した場合に、この原材料等を用いて製造又は修理した物品の下請代金の支払期日より早い時期に、この原材料等の代金を支払わせたり、下請代金から控除してはならない。（法第4条第2項第1号）
- 11 割引困難な手形の交付の禁止  
下請代金の支払につき、下請代金の支払期日までに一般の金融機関による割引を受けることが困難であると認められる手形を交付することにより、下請事業者の利益を不当に害してはならない。（法第4条第2項第2号）  
手形期間は、原則として、繊維業にあっては90日、その他製造業にあたっては120日とされている。（通達：41公取下第169号及び233号、41企庁第339号及び467号）
- 12 不当な経済上の利益の提供要請の禁止  
下請事業者に対して、自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させることにより、下請事業者の利益を不当に害してはならない。（法第4条第2項第3号）
- 13 不当な給付内容の変更・やり直しの禁止  
下請事業者に責任がないのに、発注内容の変更を行い、又は下請事業者から物品等を受領した後（役務提供委託の場合は役務の提供後）にやり直しさせることにより、下請事業者の利益を不当に害してはならない。（法第4条第2項第4号）